

- 策定資料 -

大月市第6次総合計画策定の経緯

平成 17 年	3 月	15 日	市民アンケート調査実施
	~	31 日	
	7 月	1 日	市民がつくる将来構想検討市民会議公募メンバー募集
	~	29 日	
	9 月	14 日	第 1 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・市民がつくる将来構想検討市民会議メンバー 28 名委嘱 ・総合計画策定趣旨・市の現状説明
	9 月	29 日	第 2 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・総合計画体系図説明 ・「わたしが描くまちづくり」発表
	10 月	11 日	第 3 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・「わたしが描くまちづくり」発表
	10 月	18 日	第 1 回 職員ワーキング会議 ・総合計画策定趣旨説明
	10 月	25 日	第 4 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・「わたしが描くまちづくり」まとめ ・総合計画基本構想素案作成について
	11 月	10 日	第 2 回 職員ワーキング会議 ・「わたしが描くまちづくり」発表 ・「わたしが描くまちづくり」まとめ ・大月らしさ・大月のよい所検証
	11 月	17 日	第 5 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・大月らしさ・大月のよい所検証
	11 月	24 日	第 3 回 職員ワーキング会議 ・総合計画基本理念・基本目標について
	12 月	6 日	第 6 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・総合計画基本理念・基本目標抽出
	12 月	15 日	第 4 回 職員ワーキング会議 ・総合計画基本理念・基本目標抽出
	12 月	20 日	第 7 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・総合計画基本構想素案作成について
平成 18 年	1 月	17 日	第 8 回 市民がつくる将来構想検討市民会議 ・総合計画基本構想素案作成について ・基本理念キーワード抽出
	1 月	31 日	第 9 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・市民会議・職員ワーキングによる基本理念キーワード発表
	2 月	15 日	第 10 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・「どのようなまちにしたいか」について
	3 月	1 日	第 11 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・目指すべきまちの姿について
	3 月	15 日	第 12 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・目指すべきまちの姿について
	3 月	29 日	第 13 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・目指すべきまちの姿について
	4 月	11 日	第 14 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・目指すべきまちの姿について
	4 月	25 日	第 15 回 市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキング合同会議 ・市民会議代表から市長へ総合計画基本構想素案（提言書）提出

平成 18 年	5 月	1 日	総合計画審議会委員公募委員募集
	~	19 日	
	5 月	30 日	第 1 回 総合計画策定委員会 ・総合計画策定にあたって ・総合計画基本構想素案について
	6 月	6 日	総合計画策定にかかるリーダー等説明会 ・総合計画策定にあたって ・総合計画基本構想素案について ・総合計画基本計画各課原案作成について
	7 月	27 日	第 2 回 総合計画策定委員会 ・総合計画基本構想(案)について
	8 月	1 日	第 1 回 総合計画審議会 ・総合計画審議会委員 30 名委嘱 ・委嘱状交付・正副会長選出・総合計画(案)諮問 ・審議事項・審議日程等・総合計画(案)について
	8 月	30 日	第 2 回 総合計画審議会 ・今後の審議予定について・大月市の財政見通しについて ・総合計画基本構想(案)について
	9 月	6 日	第 3 回 総合計画審議会 ・総合計画基本構想(案)について
	9 月	29 日	第 3 回 総合計画策定委員会 ・総合計画基本計画(案)について
	10 月	3 日	第 4 回 総合計画審議会 ・総合計画基本計画(案)について
	11 月	6 日	第 4 回 総合計画策定委員会 ・総合計画基本計画(案)について
	11 月	9 日	第 5 回 総合計画審議会 ・総合計画基本計画(案)について
	11 月	14 日	第 6 回 総合計画審議会 ・総合計画基本計画(案)について
	11 月	22 日	第 7 回 総合計画審議会 ・総合計画基本計画(案)について
	11 月	28 日	総合計画(案)答申 ・総合計画審議会会長から市長へ答申
	11 月	29 日	第 5 回 総合計画策定委員会 ・総合計画答申について 平成 18 年度第 9 回庁議 ・総合計画(案)について庁議決定
	12 月	8 日	市議会 平成 18 年第 5 回定例会 ・総合計画基本構想(案)について提案
	12 月	13 日	市民がつくる将来構想検討市民会議・職員ワーキングへ経過報告
	12 月	22 日	市議会 平成 18 年第 5 回定例会 ・総合計画基本構想(案)について議決

大月市第6次総合計画案について(諮問・答申)

大 行 0 4 ~ 6 3 1
平 成 1 8 年 8 月 1 日

大月市総合計画審議会会長 殿

大月市長 西 室 覚

大月市第6次総合計画案について(諮問)

平成28年度を目途に、少子・高齢化、情報化社会、地方分権型社会や市民の皆さまの多様化するニーズに対応するため、市民参加・協働を基本としながら、新しいまちづくりの指針となる「大月市第6次総合計画」を策定したいので、その基本となる別添基本構想・基本計画(案)について、審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

平成18年11月28日

大月市長 西室 覚 殿

大月市総合計画審議会
会長 村越 洋子

大月市第6次総合計画案について(答申)

平成18年8月1日付け大行04~631をもって諮問のありました大月市第6次総合計画(案)について、大月市総合計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

別 紙

大月市においては、平成28年（2016年）度を目標年次とする大月市第6次総合計画を策定し、基本構想の実現のため具体的な施策の内容を示す基本計画により市政を推進することとされています。

本計画は、「信頼と協働のまちづくり」を基本理念とし、郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して健康で住み続けることのできる活力あるまちづくりを目指すものであります。

当審議会は、今回諮問された総合計画について慎重に審議した結果、適切なものであると判断します。

なお、審議の過程において、次のとおり意見・要望がありましたので、これらを十分尊重し、計画策定及び事業実施に反映されるよう要望します。

【総括的事項】

1. 基本理念として「信頼と協働のまちづくり」が示されているが、「市民がつくる将来構想 検討市民会議」が基本理念として提案し、強調した「信頼」を特に大切にとらえ、本計画全体に「信頼」を基盤にまちづくりを行うという意志を反映させた内容となるよう心がけるべきである。

【部門別事項】

1 - 1 信頼と協働でささえあうまち

1. 市政情報の公開・提供にあたっては、市民にさらに行政に関心を持たせるような施策の展開を図るべきである。
2. 市民会館などの文化施設や総合体育館などの体育施設は現在、減免により使用料が無料化されているが、施設利用の使用料を負担しない代わりに、年1回は必ず市の出前講座を受講してもらうなど、市政運営に関心を持たせるような仕組みづくりを検討すべきである。
3. 地域の活性化に結びつけるために、例えば、岩殿山、扇山などに登った観光客や登山客の人数や時期などの情報を広報誌やホームページで発表すれば、地域の祭りの開催や農産物の直売など、地元住民の活動により地域の活性化を図ることができるので、そのような視点からの情報発信も行うべきである。

1 - 2 大月市の良さを生かすまち

- 1．自然環境を大切にすることは非常に重要であり、子どもクラブ活動や学校の授業などでそれぞれの施策を推進する際に森林ボランティア活動など自然環境保全を意識した取り組みをすべきである。
- 2．豊かな自然は大月市の貴重な財産であることは市民共通の認識であり、自然と共生するまちをつくるために、登山者が安心して山に登ることができ、動物たちも安心して暮らせるなど、野生の動物と共生できるような視点での対策も講じるべきである。
- 3．大月市の良さとして、本市出身の著名人を発掘し、文化・芸術活動等の推進に活用すべきである。
- 4．金山鉱山跡など、市内に散在している埋もれた地域の資源を発掘・調査し、本市の観光資源として活用すべきである。

1 - 3 豊かさを実感できるまち

- 1．スポーツ・レクリエーションを楽しむ場所として、小・中学校のグラウンドや体育館を活用しているが、今後、小・中学校の適正配置が行われても、これらの場が引き続き確保できるよう配慮すべきである。

1 - 4 安心・安全を実感できるまち

- 1．火災や事故など緊急の場合に、市民にその状況が伝わるような防災無線の体制づくりを行うべきである。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

- 1．光通信（高速通信網）が整備されたまちであるということをPRし、地域活性化に生かすべきである。

2 - 1 信頼される行政運営を行う

- 1．市広報誌、ホームページ、議会だより、新聞などの他、様々な伝達方法で市民に分かりやすい情報の公開・提供に努めるべきである。
- 2．信頼と協働のまちづくりを推進するために、市民が参画できる機会や場の提供に努めるべきである。

2 - 3 無駄のない行政経営を行う

- 1．小・中学校の適正配置による学校用地や施設の跡地利用については、地元と協議した上で有効活用すべきである。

大月市総合計画審議会条例

平成 7 年 3 月 27 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として大月市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、大月市総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及び市民のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、市議会議員、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命された委員は、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会を召集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

(名簿順序は不同です)

会 長	大月短期大学学長	村越 洋子
副会長	青年会議所理事長	鈴木 兵武
副会長	文化協会会長	仁科 義民
	山梨県富士・東部建設事務所所長	佐野今朝男
	農業委員会会長	小俣 喜逸
	商工会会長	平井 誉
	観光協会会長	小林 浩治
	大月商店街協同組合理事長	小俣 孝
	森林組合組合長	渡邊 泰
	クレイン農協監事	藤本 政一
	消防団団長	小林 恒雄
	男女共同参画推進委員会委員長	佐藤 善子
	女性交流会会長	根岸 光子
	北都留医師会会長	小俣 二也
	社会福祉協議会会長	藤巻 政寛
	老人クラブ連合会会長	長坂 豊
	民生委員・児童委員協議会会長	矢頭 正久
	小中学校校長会会長(初狩小学校校長)	渡邊 純子
	公民館長(市公連会長)	清水 善人
	体育協会会長	小林 克宏
	体育指導委員協議会会長	藤本 光代
	市民がつくる将来構想検討市民会議会長	志村 淳
	市民がつくる将来構想検討市民会議副会長	山田 茂
	市議会議員	萩原 剛
	市議会議員	大石 源廣
	市議会議員	小俣 昭男
	市議会議員	杉本 東洋
	市民代表	小林 信保
	市民代表	宮部 康子
	市民代表	鈴木 哲男

大月市第6次総合計画市民がつくる将来構想検討市民会議要綱

(目的)

第1条 大月市第6次総合計画の策定にあたり、環境・福祉・教育・防犯・産業・交通を含む様々な分野において、行政や市民が何をすべきか広く議論し、大月市の今後10年間の目指すべき方向を示す基本構想の素案を取りまとめるため、大月市第6次総合計画市民がつくる将来構想検討市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、大月市第6次総合計画における基本構想等の素案の作成を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成17年9月から平成18年3月までとする。

(議長及び副議長)

第5条 市民会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、議長が必要に応じて招集し議長となる。

(部会)

第7条 市民会議に必要なに応じて部会を置くことができる。

2 前項の部会の部会長及び所掌事務等については、その都度議長が定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、行政経営課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

大月市第6次総合計画市民がつくる将来構想検討市民会議委員名簿

(名簿順序は不同です)

議 長	県総合計画審議員	志村 淳
副議長	大月商店街協同組合	山田 茂
	大月市文化協会	清水 一孝
	大月市文化協会	井上 成美
	主任児童委員会会長	増倉 重子
	障害児者を守る父母の会 ボランティア協議会	藤本 一恵
	めばえ福祉作業所	横山 敏彦
	生活改善グループ会長	藤本 光代
	男女共同参画推進委員	小林 博
	男女共同参画推進委員	平田 陽子
	おおつき女性交流会	根岸 光子
	おおつき女性交流会	志村きよ子
	大月市観光協会	内野 晃
	大月市観光協会	山口 善弘
	大月市体育協会	山口 英子
	勤労青年センター利用者会	相馬 成行
	大月市商工会	小俣 亨
	大月市商工会	大野 賢治
	大月商店街協同組合	石井 正雄
	大月青年会議所	羽賀 昌一
	大月青年会議所	小俣 浩
	大月市PTA連合会	奥脇 宏昭
	大月短期大学学生	臼田 和広
	大月短期大学学生	吉田 利喜
	市民代表	山本 茂夫
	市民代表	佐藤 岩男
	市民代表	梁島 一恵
	市民代表	熊坂 貞子

